

管船直庫 満奴古

梢水 百六十名

国王附搭の蘇木三千斤・胡椒一千斤・番錫五百斤

成化二十一年（一四八五）八月十二日

右の執照は存留在船通事蔡璇等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の事 執照

1-28-16

国王尚真の、進貢のため使者泰那等を遣わす執照

（二四八五、八、一二）

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に長史蔡曦を遣わし、正義大夫程鵬・使者泰那等と共に、表箋文各一通を齎捧せしむ。及び義字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黄二万斤を装載し、京に赴き進貢す。所掬りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字五十一号半印勘合執照を給して存留在船通事蔡実等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実如遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

使者三員 泰那 皮揚那 王麻加魯

通事一員 梁能

人伴一十一名

存留在船通事一員 蔡実

火長 高貴

管船直庫 闍那諾之

梢水 二百七十八名

国王附搭の蘇木五千斤・胡椒一千五百斤・番錫一千斤

右の執照は存留在船通事蔡実等に付し、此れに准ぜしむ

成化二十一年（一四八五）八月十二日

進貢等の事 執照

1-28-17

国王尚真の、謝恩のため王舅馬審礼等を遣わす執照

（二四八六、九、二五）

琉球国中山王尚真、謝恩等の事の為にす。

今、特に王舅馬審礼を遣わし、長史鄭玖等と共に、表文一通を齎捧せしむ。及び仁字号海船一隻に坐駕し、馬一十五匹・硫黄二万斤・鍍金銅結束螺鈿靶鞘袞刀五把・鍍金銅結束紅漆靶鞘袞刀五把・鍍金銅結束線紮靶螺鈿鞘腰刀五把・鍍金銅結束線紮靶紅漆鞘

腰刀五把・胡椒五百斤・檀香二百斤・象牙一十六条共に重き二百斤・束香二百斤を装載し、京に赴き大明の御前に進謝す。所扱りにて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字五十四号半印勘合執照を給して存留在船通事梁寛等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

王舅一員 馬審礼

使者三員 梁慶 越逢是 亜沙度

都通事一員 程璉

人伴二十三名

存留在船通事一員 梁寛

火長 高賢

管船直庫 闍那

梢水百八十名

成化二十二年（一四八六）九月二十五日

右の執照は存留在船通事梁寛等に付し、此れに准ぜしむ

謝恩等の事 執照

1-28-18

国王尚真の、皇太子への謝恩のため長史鄭玖等を遣わす執照

（一四八六、九、二五）

琉球国中山王尚真、謝恩等の事の為にす。

今、特に王舅馬審礼を遣わし、長史鄭玖等と共に、箋文一通を齎捧せしむ。及び安字号海船一隻に坐駕し、馬一十五匹・硫黄二万斤・鍍金銅結束螺鈿靴鞍刀二把・鍍金銅結束紅漆靴鞍刀二把・鍍金銅結束線紮靴鞍腰刀二把・鍍金銅結束線紮靴鞍腰刀二把・胡椒二百斤・檀香一百斤を装載し、京に赴き皇太子殿下に進謝す。所扱りにて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字五十六号半印勘合執照を給して存留在船通事蔡璇等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 鄭玖

使者三員 尤那斯 冶刺 尼実

都通事一員 梁徳

人伴二十一名

存留在船通事一員 蔡璇